解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年十月十七日開催の理事会及び評議員会の議決により平成二十二年十二月二十一日群馬県知事の認定を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年一月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月二十六日

群馬県前橋市下長磯町五〇二番地二
学校法人華頂学園
清算人　金谷　美保

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年十一月三十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年一月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月二十六日

東京都新宿区西新宿七丁目四番一〇号
特定非営利活動法人世界平和・貧困削減
推進委員会
清算人　鈴木志津夫

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十二年十二月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年一月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月二十六日

京都府京都市左京区浄土寺上馬場町二二
財団法人農村問題調査研究会
代表清算人　柏　久

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十三年一月五日に解散し、左記住所において清算事務を行っているから、当土地改良区に対して債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年一月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月二十六日

高知県須崎市山手町一番七号
清算法人須崎市吾桑為貞土地改良区
代表清算人　梅原　直生

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間満了により、平成二十三年一月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年一月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月二十六日

福島県須賀川市八幡町一三五番地
財団法人坂本鉄蔵育英会
代表清算人　橋本　克也

解散公告（第三回）

当社団法人は、平成二十二年十二月二十二日開催の臨時総会の決議により、解散したので、当社団法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年一月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月二十六日

茨城県水戸市笠原町九七八番二六
社団法人茨城県ふるさとづくり推進センター
清算人　小室　雅史

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年十二月三日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年一月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月二十六日

千葉県船橋市丸山三丁目二二番七号
特定非営利活動法人太陽の会
清算人　土門　民子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年一月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年一月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月二十六日

東京都千代田区九段北一丁目一二番一四号
財団法人農林弘済会
代表清算人　塩飽　二郎

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年一月七日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年一月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月二十六日

東京都港区芝五丁目一五番五号
社団法人資源協会
代表清算人　高橋　裕

解散公告（第三回）

当農事組合法人は、平成二十二年十二月三十一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当農事組合法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年一月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月二十六日

長野県下伊那郡阿南町富草九七三八番地
農事組合法人自然農法阿南農場
清算人　宮島　久男

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年十二月十八日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年一月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月二十六日

三重県津市白山町二本木四二一番地六
特定非営利活動法人琢磨会
代表清算人　上出美恵子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年一月一日に存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年一月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月二十六日

大阪市福島区福島八丁目一二番七号
財団法人上福島連合自治会
代表清算人　吉﨑　昌作

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年十一月二十日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年一月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月二十六日

和歌山県田辺市中辺路町近露二四番地の一
社団法人近野振興会
代表清算人　浅田　満男

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十二年十二月十六日福岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年一月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月二十六日

福岡県京都郡みやこ町勝山上田九五五番地
清算法人諫山土地改良区
代表清算人　持永　秀春

配当公告

富山県高岡市問屋町五一番地
破産者　株式会社社金興産業

右の者に対する富山地方裁判所高岡支部平成十九年（フ）第二三八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額
金五三二、六二九、三九一円

一、配当をすることができる金額
金一一、五四八、九三五円

平成二十三年一月二十六日

富山県高岡市中川上町九番六号
破産管財人　本多　利光

第56期決算公告

平成23年1月26日　東京都中央区新川二丁目9番1号
株式会社山口シネマ
代表取締役　山口　良成

貸借対照表の要旨　（平成21年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	8,422,111	流動負債	2,529,448
固定資産	5,907,194	**負債合計**	**2,529,448**
繰延資産	653	株主資本	11,800,510
		資本金	37,200
		資本剰余金	1,248
		その他資本剰余金	1,248
		利益剰余金	11,763,860
		利益準備金	9,300
		その他利益剰余金	11,754,560
		（うち当期純利益）	（219,131）
		自己株式	△1,798
		純資産合計	**11,800,510**
資産合計	**14,329,958**	**負債・純資産合計**	**14,329,958**